

第2章

緑と水の現状と課題

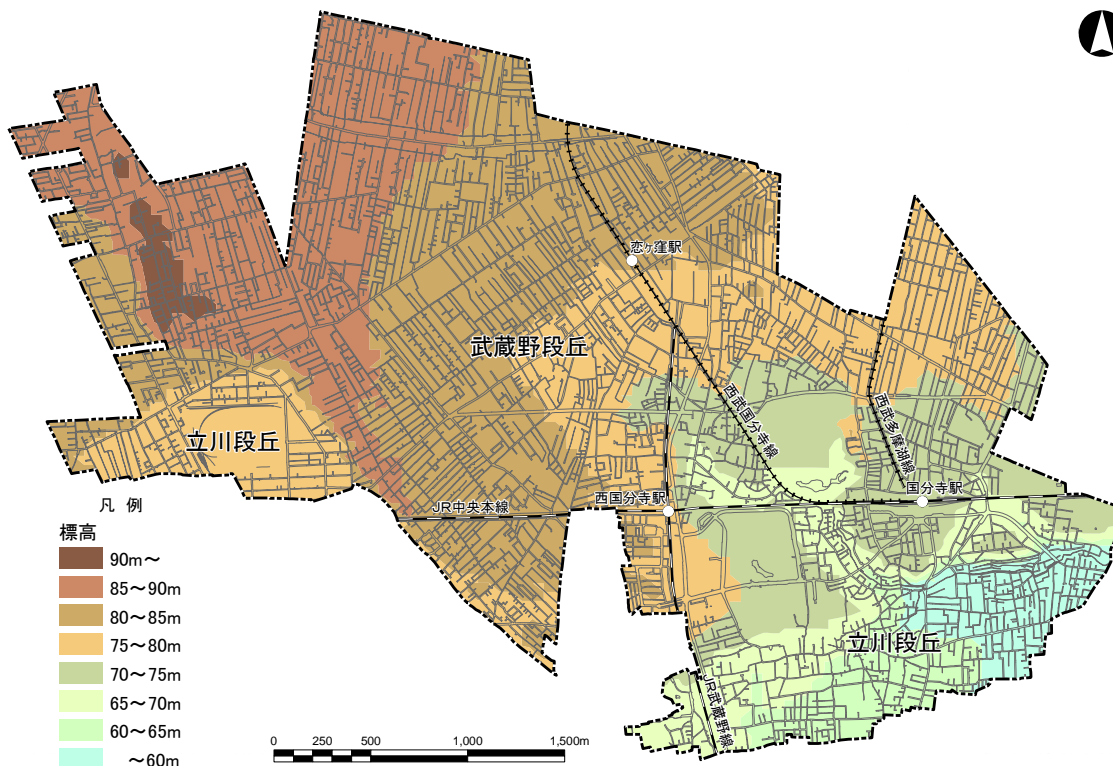


1. 国分寺市の緑と水の現状

(1) 立地条件

- 本市は、東京都のほぼ中央部に位置し、面積は 11.48km²で、東西方向に約 5.68km、南北方向に約 3.86kmの広がりをもっています。
- 市域は、高台上の平坦地である武蔵野段丘と、国分寺崖線を境に一段低い立川段丘で構成されており、市域の西部から東部方向に向かって緩やかに低くなっています。
- 標高は、最も高いところで約 92m（西町五丁目・けやき台付近）、最も低いところで約 55m（東元町一丁目・鞍尾根橋付近）となっています。
- 本市の地形の特徴である国分寺崖線は、約5万年前、立川台地の形成期に多摩川が武蔵野台地を浸食してできた浸食崖で、立川市の砂川九番周辺から始まり、市内の西町五丁目から光町一丁目、西元町付近へと続き、さらに野川に沿って大田区丸子橋付近まで続く、東京を代表する崖線です。

図 2-1 国分寺市の地形



注) 国土地理院の数値地図 50mメッシュ (標高) をもとに作成



(2) 緑被地

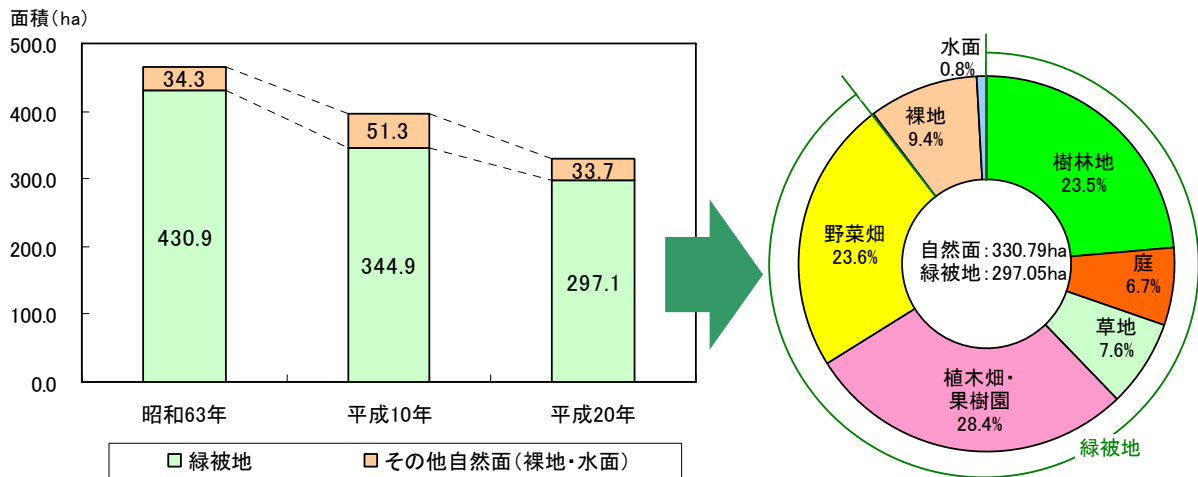
- 平成 20 年現在の緑被地は 297.05ha、緑被率※（市域面積に占める緑被地の割合）は 25.8%で、緑被地の大部分が農地となっています。
- 昭和 63 年時点と比較すると、約 20 年間で 133.8ha 減少（11.7 ポイント減少）しています。

表 2-1 緑被地面積及び緑被率の推移

| 分類 | 昭和63年 | | 平成10年 | | 平成20年 | | | |
|----------------------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|-------|-----|
| | 面積 (ha) | 構成比 (%) | 面積 (ha) | 構成比 (%) | 面積 (ha) | 構成比 (%) | | |
| 自然面 | 緑被地 | 樹林地 | 104.86 | 9.1 | 82.07 | 7.1 | 77.70 | 6.8 |
| | | 庭 | 35.21 | 3.1 | 24.85 | 2.2 | 22.11 | 1.9 |
| | | 草地 | 33.52 | 2.9 | 25.87 | 2.2 | 25.28 | 2.2 |
| | | 植木畑・果樹園 | 157.72 | 13.7 | 121.90 | 10.6 | 94.04 | 8.2 |
| | | 野菜畑 | 99.54 | 8.7 | 90.24 | 7.8 | 77.92 | 6.8 |
| | 緑被地合計 | 430.85 | 37.5 | 344.93 | 30.0 | 297.05 | 25.8 | |
| | 裸地 | 32.30 | 2.8 | 49.28 | 4.3 | 31.16 | 2.7 | |
| 水面 | 1.98 | 0.2 | 1.98 | 0.2 | 2.58 | 0.2 | | |
| 自然面合計 | | 465.13 | 40.4 | 396.19 | 34.4 | 330.79 | 28.8 | |
| 人工被覆地 ^(注) | | 685.27 | 59.6 | 754.21 | 65.6 | 819.61 | 71.2 | |
| 総合計 | | 1,150.40 | 100.0 | 1,150.40 | 100.0 | 1,150.40 | 100.0 | |

注) 人工被覆地：コンクリートやアスファルトなどの人工物に覆われた土地のこと。

図 2-2 緑被地及び自然地面積の推移



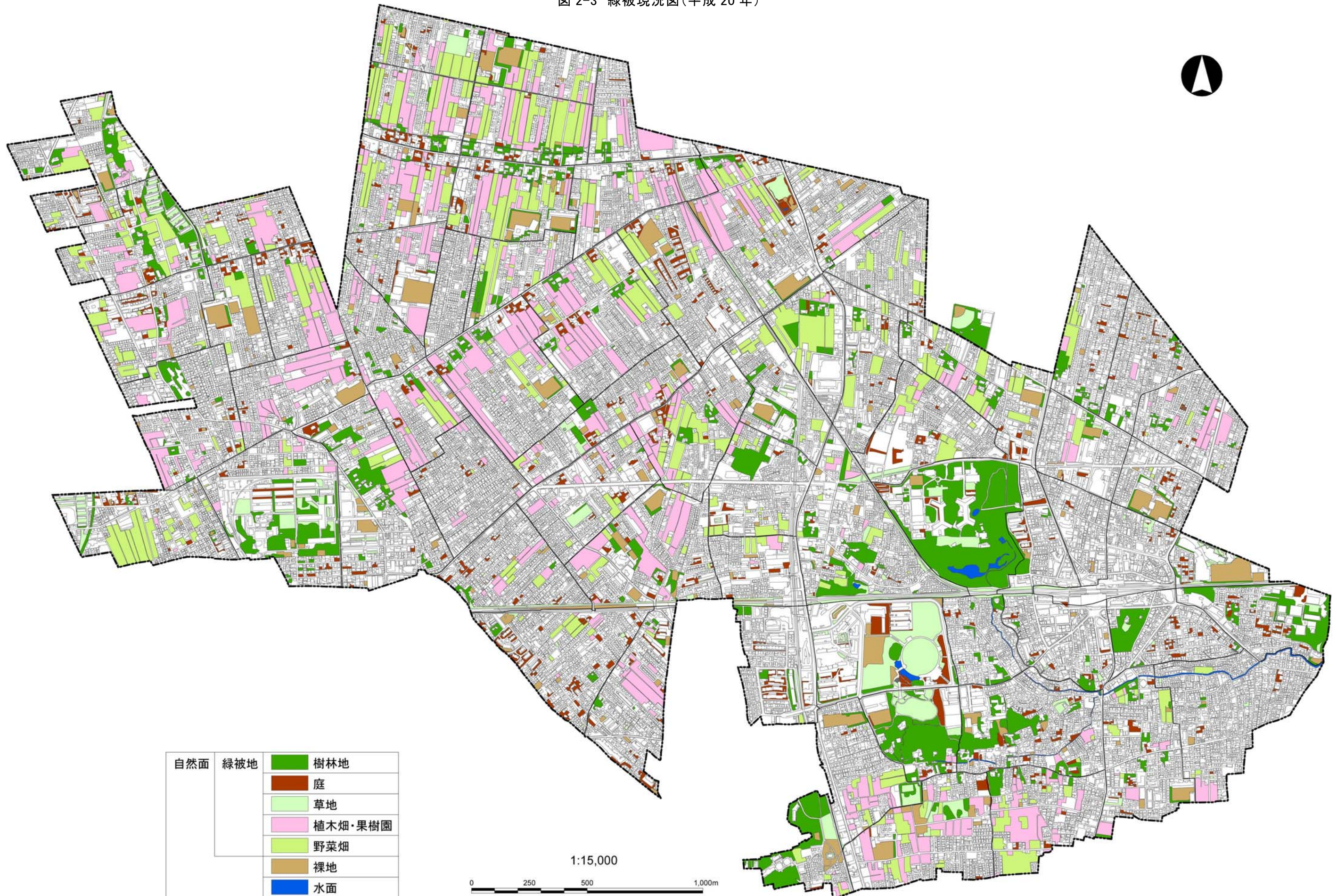
資料：昭和 63 年、平成 10 年－「国分寺市水と緑の実態調査報告書」（平成 12 年 3 月）国分寺市

注) 昭和 63 年及び平成 10 年の面積及び構成比については、けやき公園（小平市 2.4ha）を含む区域 1,150.4ha を計画対象区域として、再計算を行った。

※印は用語集を参照してください。



図 2-3 緑被現況図(平成 20 年)

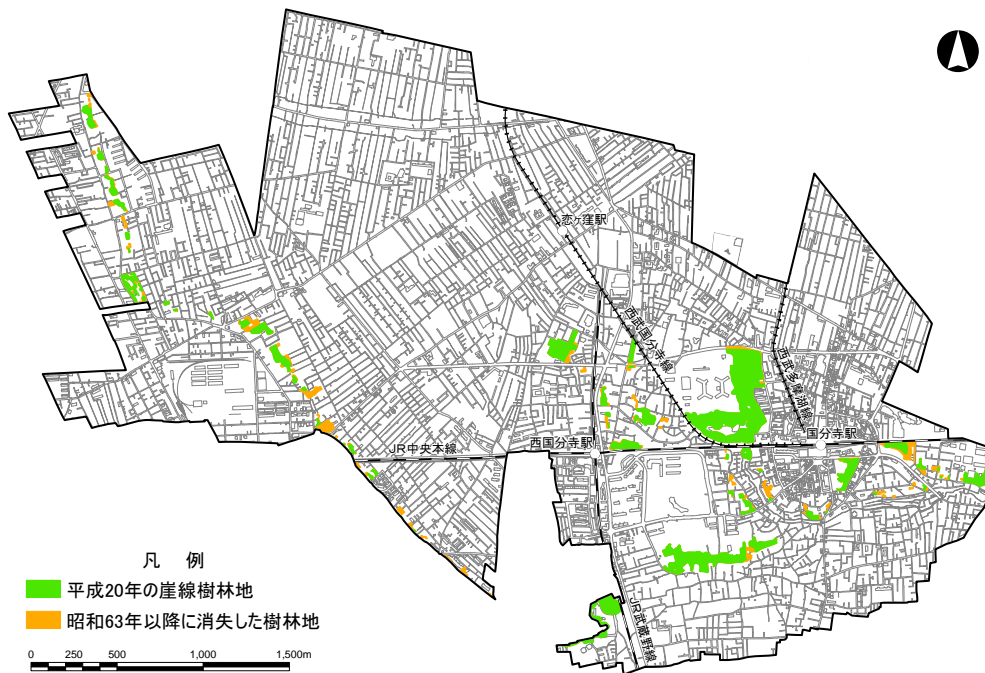




(3) 崖線樹林地

- 平成20年現在の崖線樹林地の面積は27.6haで、昭和63年時点に比べ3.6ha減少しています。
- 平成20年現在と昭和63年時点の樹林地の分布状況を比較すると、西元町一丁目及び四丁目や、東恋ヶ窪一丁目及び西恋ヶ窪一丁目などの比較的規模の大きい樹林地についてはおおむね原型をとどめていますが、内藤一・二丁目内の樹林地をはじめとする小規模なものについては、戸建住宅や集合住宅の開発などにより消失している箇所がみられます。

図2-4 崖線樹林地の状況



(4) 保存樹林地・保存樹木

- 保存樹林地[※]の指定状況は、平成21年4月現在で24箇所、32,753.73㎡となっており、平成11年4月時点と比べて10年間で8箇所、約1.6ha減少しています。
- 保存樹木[※]の指定状況は、平成21年6月現在で345本となっており、平成11年3月時点と比べて10年間で40本増加しています。

図2-5 保存樹林地の指定状況

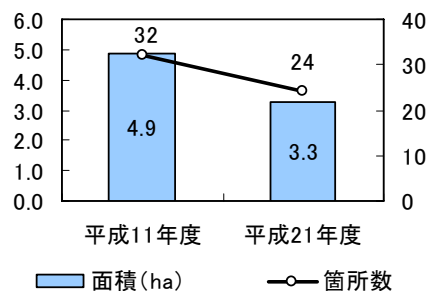
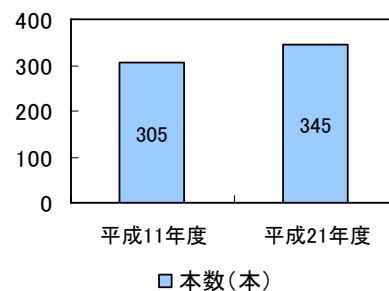


図2-6 保存樹木の指定状況

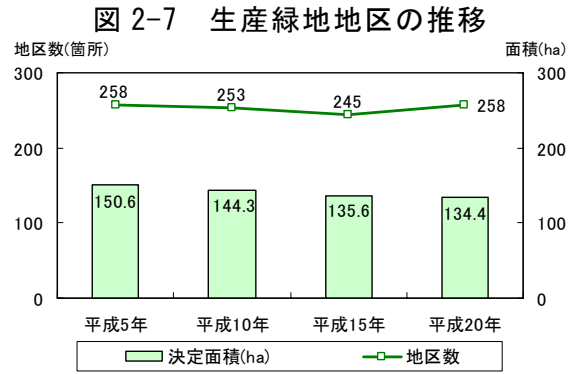


資料：緑と水と公園課

※印は用語集を参照してください。

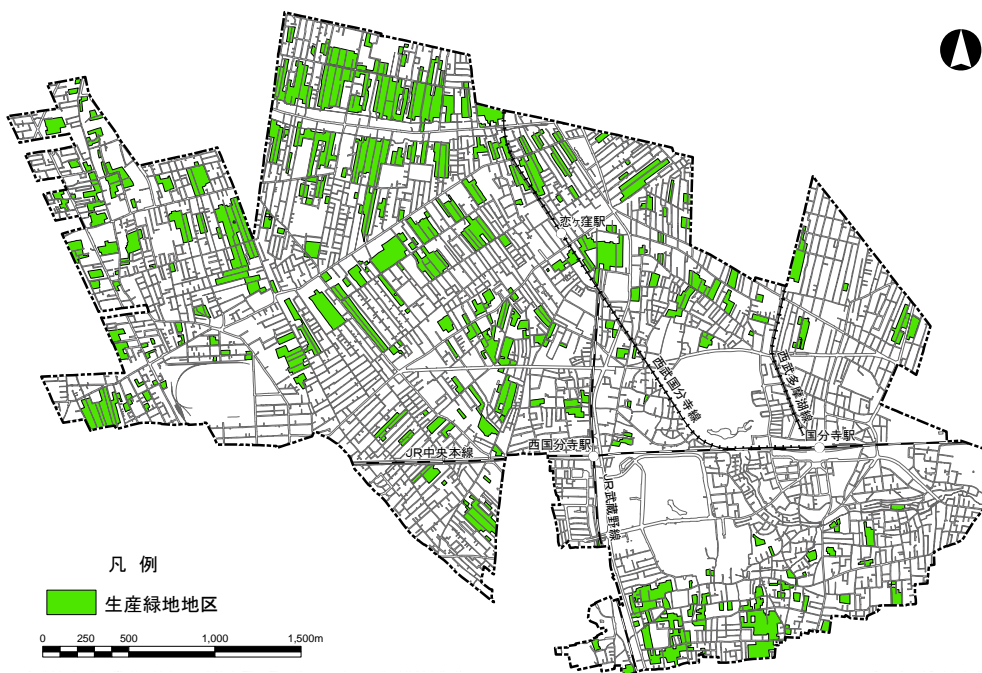
(5) 生産緑地地区

○ 平成 20 年現在の生産緑地地区※は、面積が 134.4ha、地区数は 258 箇所となっており、平成 5 年からの推移をみると、面積は一貫して減少しています。



資料：都市計画年報

図 2-8 生産緑地地区の指定状況



(6) 開発事業で確保した緑

○ 「国分寺市まちづくり条例※（平成 17 年 1 月 1 日施行）」では、一定規模以上の開発事業について、敷地内の緑化が義務づけられています。

○ 平成 18 年度～20 年度の開発事業の協議件数は 126 件、開発区域面積は 144,292 m² となっています。これらの開発事業区域内に合計 29,886 m²の緑や空地が確保されたほか、提供公園が 2 箇所（1,210 m²）設置されました。

表 2-2 開発事業の協議件数一覧

| 年度 | 件数 (件) | 開発区域 面積 (m ²) | 緑化・空地面積 (m ²) | | | | | 合計 | 提供公園 | |
|-------|-----------|---------------------------------|---------------------------|-------|------|-------------|-------|--------|-------------------------|-----------|
| | | | 敷地内 緑化面積 | 屋上緑化 | 壁面緑化 | バルコ ニー緑化 | 公開空地 | | 面積 (m ²) | 件数 (件) |
| 平成18年 | 62 | 56,597 | 9,454 | 123 | 19 | 50 | 857 | 10,502 | — | — |
| 平成19年 | 37 | 46,454 | 7,431 | 90 | 78 | — | 971 | 8,569 | 375 | 1 |
| 平成20年 | 27 | 41,241 | 5,511 | 2,040 | 39 | 319 | 2,906 | 10,815 | 835 | 1 |
| 合計 | 126 | 144,292 | 22,396 | 2,252 | 135 | 369 | 4,734 | 29,886 | 1,210 | 2 |

資料：緑と水と公園課

※印は用語集を参照してください。



(7) 公園・緑地

- 平成 21 年 4 月現在，市内の公園・緑地の整備状況は，175 箇所，305,119 m²となっており，市民一人当たりの公園面積は 2.59 m²/人です。
- このうち都市公園^{*}は 17 箇所，241,085 m²となっており，一人当たりの都市公園面積は 2.04 m²/人です。

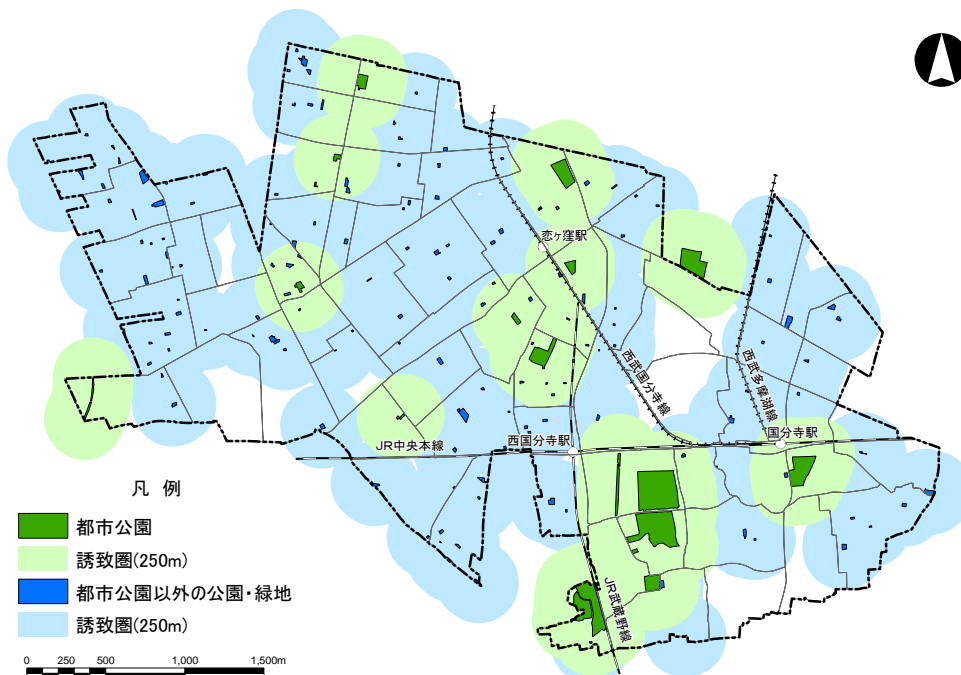
表 2-3 公園緑地の整備状況(平成 21 年 4 月)

| | | | 箇所数 (箇所) | 面積 (m ²) | 1人当たり面積 (m ² /人) |
|------------------|------------|------|-------------|-------------------------|--------------------------------|
| 都 市 公 園 | 住区基幹 公園 | 街区公園 | 4 | 6,199 | 0.05 |
| | | 近隣公園 | 4 | 60,532 | 0.51 |
| | | 地区公園 | 0 | 0 | 0.00 |
| | 都市基幹 公園 | 総合公園 | 1 | 108,839 | 0.92 |
| | | 運動公園 | 0 | 0 | 0.00 |
| | 特殊公園 | 風致公園 | 0 | 0 | 0.00 |
| | | 歴史公園 | 0 | 0 | 0.00 |
| | 緑地 | | 7 | 58,769 | 0.50 |
| | 緑道 | | 1 | 6,746 | 0.06 |
| | 小計 | | | 17 | 241,085 |
| 市立公園(条例設置公園) | | | 128 | 46,165 | 0.39 |
| 民間の公園 | | | 17 | 12,215 | 0.10 |
| ポケットパーク | | | 7 | 867 | 0.01 |
| 緑地(樹林地等) | | | 6 | 4,787 | 0.04 |
| 公園・緑地 合計 | | | 175 | 305,119 | 2.59 |
| 基準人口 | | | 117,954 人 | | |

注) 基準人口は，平成 21 年 4 月 1 日現在の人口（住民基本台帳と外国人登録人口の合計数）とする。

資料：緑と水と公園課

図 2-9 公園・緑地の配置状況



※印は用語集を参照してください。

(8) その他の公共施設の緑化

- 公共公益施設の緑化状況は、公園・緑地の緑化率が73.8%、幅員4m以上の道路の緑化率が4.2%、主要公共施設全体の緑化率が19.0%となっています。
- 給水拠点である北町第二浄水場（防災関連施設）など、敷地規模の大きな施設で緑化率が高くなっています。
- 街路樹は、市全体で69箇所、約10.6kmとなっており、市南部及び東部で比較的多くみられます。

表 2-4 公共公益施設の緑化状況(平成 20 年)

| 区 分 | 施設面積 または延長 | 緑化面積 または延長 | 緑化率 (%) | 備 考 |
|-------------|---------------|---------------|------------|----------------------------------|
| 公園・緑地 | 30.5 ha | 22.5 ha | 73.8 | |
| 都市公園 | 24.1 ha | 19.2 ha | 79.6 | 市立公園, 都立公園, 歴史公園(市立) |
| その他の公園・緑地 | 6.4 ha | 3.3 ha | 51.7 | 市立公園(条例設置公園), 民間の公園, ポケットパーク, 緑地 |
| 道 路 | 23.62 km | 1.00 km | 4.2 | 幅員4m以上の一般道路 |
| 幅員4m以上～6m未満 | 16.39 km | 0.04 km | 0.2 | |
| 幅員6m以上 | 7.23 km | 0.96 km | 13.3 | |
| 主要公共施設 | 66.26 ha | 12.58 ha | 19.0 | |
| 市関連施設 | 4.30 ha | 0.49 ha | 11.4 | 市役所, 支所, 地域センター, 公民館, ゴミ処理施設 等 |
| 保健・福祉施設 | 2.18 ha | 0.03 ha | 1.4 | 高齢者複合施設, 障害者センター, 福祉センター 等 |
| 子育て・子ども施設 | 3.36 ha | 0.25 ha | 7.4 | 許可保育所, 幼稚園, 児童館 |
| 教育施設 | 32.75 ha | 5.51 ha | 16.8 | 小・中学校, 高等学校, 大学 |
| スポーツ施設 | 0.61 ha | 0.06 ha | 9.8 | スポーツセンター, 武道場 |
| 防災関連施設 | 1.39 ha | 0.70 ha | 50.4 | 消防署, 給水拠点(浄水場) |
| 医療施設 | 3.32 ha | 1.40 ha | 42.2 | 病院 |
| 介護施設 | 0.95 ha | 0.02 ha | 2.1 | 特別養護老人ホーム, 老人ホーム |
| 住宅団地 | 17.40 ha | 4.12 ha | 23.7 | 市営住宅, 都営住宅, 住宅供給公社, 都市再生機構 |

注1) 道路, 主要公共施設の面積及び延長については, GISによる集計値とした。

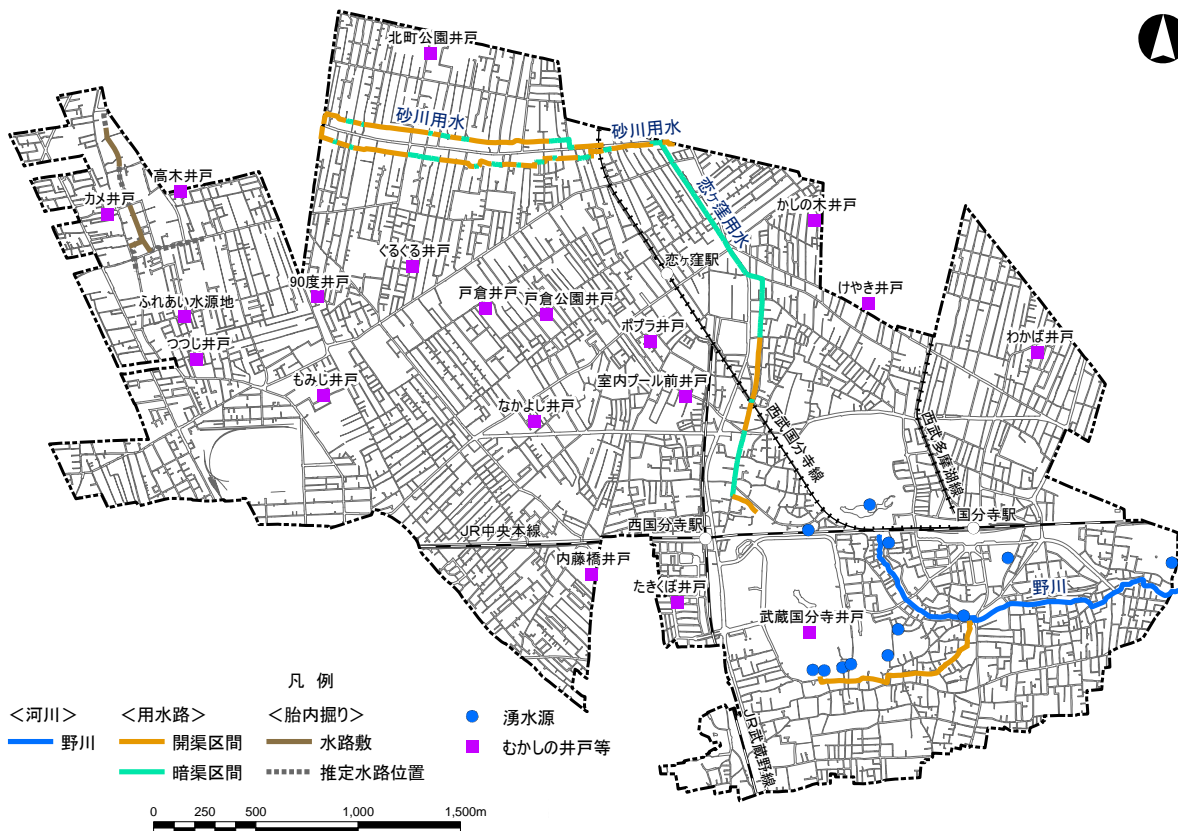
注2) 道路緑化については, 幅員4m以上の路線区間を調査対象とした。なお道路幅員及び延長については, 図面から計測した数値を使用した。



(9) 水辺環境

- 国分寺崖線付近では、以前は湧水が数多く湧出していましたが、都市化の加速とともに湧水源の減少・枯渇化が進行し、平成15年度の東京都の調査では12箇所となっています。
- 湧水を水源とする野川は、市内唯一の河川であり、治水対策のためにコンクリート三面張りの護岸に改修されています。そのため、生物の生息環境やレクリエーション環境としては良好といえない状態となっています。
- 江戸時代に数多く整備された用水は、現在では、砂川用水、恋ヶ窪用水、元町用水（清水川・お鷹の道）の3用水のみとなっています。一部流水されていない開渠※区間もありますが、貴重な地域資源となっています。
- 市民が自由に使える災害用の給水施設として、手押しポンプ井戸「むかしの井戸※」が17箇所整備されています。また、その他に私有地の井戸が2箇所、災害用給水施設として市民に開放されています。

図 2-10 用水などの位置及び状況



資料：「砂川用水現況調査委託 生態系調査報告書」（平成17年3月）
 「国分寺崖線・清水川（元町用水）など現況調査委託 報告書」（平成17年3月）
 「胎内掘り調査委託 報告書」（平成16年3月）などをもとに作成

※印は用語集を参照してください。

2. 前計画の達成状況

前計画に位置づけられている緑の確保目標の達成状況や各施策の進捗について確認します。

(1) 確保目標の達成状況

① 緑地の確保目標の達成状況

○ 前計画の目標： 平成22年：緑地率※23.78% 平成32年：緑地率25.21%

↓↓↓

● 現状の確保量： 平成21年：緑地率21.6%

注)「緑の基本計画策定の手引き(東京都)」で示されている抽出基準に基づき抽出

- 上段の前計画の目標値と同様の抽出基準では17.28%になります。
- 公園緑地等の都市施設※とする緑地は前計画策定時よりも増加しているものの、制度上安定した緑地に分類される生産緑地地区※は、相続などにより地区の指定解除が可能であることから減少しています。

表 2-5 緑地の確保状況

| 緑地の確保状況(平成21年) | | | 前計画における緑地の確保目標数値(平成13年3月) | | | | | | 【参考】前計画と同様の抽出基準による平成21年の値 | | | |
|--|---------------------------------|---------|---------------------------|--------|----------|--------|----------|--------|---------------------------|--------|---------------------------|--------|
| 緑地区分 | | | 平成21年 | | 平成9年 | | 平成22年 | | 平成32年 | | 【参考】前計画と同様の抽出基準による平成21年の値 | |
| | | | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) |
| 1 と す る 緑 地 等 の 都 市 施 設 | ① 都 市 計 画 公 園 | 住区基幹 | 11 | 2.57 | 11 | 2.60 | 46 | 11.70 | 46 | 11.70 | 11 | 2.57 |
| | | 近隣公園 | 7 | 14.32 | 6 | 12.32 | 12 | 26.91 | 12 | 26.91 | 6 | 12.32 |
| | | 地区公園 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 3 | 14.04 | 3 | 14.04 | 0 | 0.00 |
| | | 都市基幹 | 1 | 10.10 | 1 | 10.10 | 1 | 10.10 | 1 | 10.10 | 1 | 10.10 |
| | | 運動公園 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| | | 基幹公園 小計 | 19 | 26.99 | 18 | 25.02 | 62 | 62.75 | 62 | 62.75 | 18 | 24.99 |
| | | 特殊 | 1 | 7.56 | 1 | 7.56 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 7.56 |
| | 特殊公園 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 24.57 | 1 | 24.57 | 0 | 0.00 | |
| | ②都市計画緑地 | 3 | 22.28 | 2 | 20.88 | 8 | 19.88 | 8 | 19.88 | 3 | 22.28 | |
| | 小計(①+②) | 23 | 56.83 | 21 | 53.46 | 71 | 107.20 | 71 | 107.20 | 22 | 54.83 | |
| | 都市公園 | 17 | 24.11 | 1 | 0.27 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 3 | 1.02 | |
| 条例等の公園 | 158 | 6.40 | 115 | 5.15 | 115 | 5.15 | 115 | 5.15 | 126 | 4.53 | | |
| (※新規の整備, 既存公園の拡充等) | | | | | | | | | | | 4.70 | |
| 1 合計 | | | 198 | 87.34 | 137 | 58.88 | 186 | 112.35 | 186 | 117.05 | 151 | 60.38 |
| 2 し 制 度 上 安 定 の 緑 地 | その他の公共空地 | | 1 | 0.12 | 15 | 1.07 | 16 | 6.21 | 16 | 9.21 | 14 | 1.08 |
| | 緑地保全地区 | | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 15 | 8.00 | 15 | 8.00 | 0 | 0.00 |
| | 生産緑地地区 | | 257 | 133.53 | 256 | 146.78 | 252 | 141.45 | 252 | 141.45 | 257 | 133.53 |
| | 河川区域 | | 1 | 0.94 | 1 | 0.94 | 1 | 4.00 | 1 | 4.00 | 1 | 0.94 |
| | 条例, 要綱等 | | 15 | 3.61 | 6 | 2.12 | 20 | 5.00 | 20 | 12.55 | 6 | 1.94 |
| 2 合計 | | | 274 | 138.20 | 278 | 150.91 | 304 | 164.66 | 304 | 175.21 | 278 | 137.48 |
| 3 社会通念上安定した緑地 | | | 33 | 63.91 | 7 | 1.80 | 7 | 1.80 | 7 | 2.90 | 6 | 0.48 |
| (緑地間の重複) | | | | 40.98 | | | 8 | 5.80 | 8 | 5.80 | | |
| 1・2・3 総計(重複除く) | | | 503 | 248.47 | 422 | 211.59 | 489 | 273.01 | 489 | 289.36 | 435 | 198.35 |
| 人 口(人) | | | 117,954 | | 104,000 | | 117,000 | | 117,000 | | 117,954 | |
| 計画対象区域面積(ha) | | | 1,150.40 | | 1,148.00 | | 1,148.00 | | 1,148.00 | | 1,148.00 | |
| 緑地確保目標量 (計画対象区域面積に対する割合:%) | | | 21.60 | | 18.43 | | 23.78 | | 25.21 | | 17.28 | |
| 「1公園緑地等の都市施設とする緑地」 の住民一人当たり面積(m ² /人) | | | 7.4 | | 5.7 | | 9.6 | | 10.0 | | 5.1 | |

注1) 平成21年の緑地は、「緑の基本計画策定の手引き(東京都)」に基づく抽出基準により判断した。

注2) 平成21年の人口は、4月1日現在の人口(住民基本台帳と外国人登録人口の合計数)とする。

注3) 計画対象区域の面積は、都市計画区域とけやき公園(小平市)の合計とする。なお、前計画では、都市計画区域を対象に確保目標量を設定していたため、面積が異なる。

注4) けやき公園の面積は、都市公園(2.14ha)と市民スポーツセンターを含む2.4haとする。

※印は用語集を参照してください。



②都市公園^{*}の確保目標の達成状況

○前計画の目標： 平成22年：一人あたりの都市公園面積 9.6 m²
平成32年：一人あたりの都市公園面積 10 m²

↓↓↓

●現状の確保量： 平成21年：一人あたりの都市公園面積 2.04 m²

- 平成21年現在の一人あたりの都市公園面積は2.04 m²でした。
- 市民一人あたりの都市公園面積は、都立武蔵国分寺公園や武蔵国分尼寺跡、西恋ヶ窪緑地といった大規模な都市公園の整備が進んだことにより、前計画策定時よりも1.14 m²増加していますが、平成32年の確保目標である10 m²とは開きがあります。

③緑被の確保目標の達成状況

○前計画の目標： 平成32年：緑被率^{*}35%

↓↓↓

●現状の確保量： 平成20年：緑被率 25.8%

- 平成20年現在の緑被率は25.8%でした。
- 緑被率は、昭和63年^が37.5%、平成10年^が30.0%と、年々減少しており、平成32年の確保目標である35%とは開きがあります。

(2) 水と緑を守るための施策の実施状況

①樹林地の保全

重要な樹林地の保全整備計画の作成や、公有化、緑地保全制度の活用、保存樹林・樹木の指定・拡大などにより、樹林地の保全を目指しました。

【実績】

- ・西恋ヶ窪緑地を公有地化（平成20年度までに完了）
- ・エックス山等市民協議会と協働^{*}で「西恋ヶ窪緑地整備方針」を策定
- ・平成21年6月現在、保存樹林地^{*}を24箇所（30,222 m²）指定
- ・平成21年6月現在、保存樹木^{*}は345本指定
- ・「東京における自然の保護と回復に関する条例（東京都）」による緑地保全地域^{*}の区域を拡大

②都市環境としての農地の保全

生産緑地地区※の追加指定や、都市農業を支援する人材の育成、農業振興策による農業環境の改善などにより、都市環境としての農地の保全を目指しました。

【実績】

- ・平成21年3月末現在、生産緑地地区を257箇所（133.53ha）指定
- ・援農ボランティア※養成認定・派遣事業を平成8年度から実施し、平成21年3月末現在の認定者総数は467人
- ・平成21年12月末現在、援農ボランティア※を73人派遣、受け入れ農家数25戸
- ・農業体験農園※を3農園開設

③地下水涵養※の促進

雨水浸透の制度化や雨水の地下浸透の促進、地下水に関わる調査の実施により、地下水涵養の促進を目指しました。

【実績】

- ・平成22年度末までに（仮称）湧水・地下水保全条例を制定予定
- ・「国分寺市まちづくり条例※」で定める開発事業について、雨水浸透施設※の設置、国分寺崖線区域内における湧水保全の措置を規定
- ・歩道の浸透舗装化を新規設置や改修の際に実施
- ・雨水浸透ます設置制度を市報、公式ホームページなどでPRし、民有地内での雨水地下浸透施設の設置を促進
- ・湧水や野川について、水量・水質を定期的に観測

④水系の保全

湧水や用水の水辺周辺の環境整備や、野川・用水・池・井戸などの様々な水資源の体系化により、うるおいある都市環境の形成を目指しました。

【実績】

- ・姿見の池周辺及びお鷹の道周辺を整備

⑤動植物の保護、育成

樹林地などに生息する動植物について、水と緑の保全をとおして保護、育成していくことを目指しました。

【実績】

- ・姿見の池の復活、親水化整備
- ・砂川用水路に親水空間を整備
- ・第四小学校の新築の際に、ビオトープ※などを設置
- ・市指定天然記念物として、植物3件を指定



(3) 水と緑を増やすための施策の実施状況

①公園・緑地の整備

公園の配置・整備方針の検討や市民参加による公園づくりの推進，新たな公園の整備，市民との協働※による公園・樹林地の適切な維持・管理を目指しました。

【実績】

- ・北町公園及び西恋ヶ窪緑地を整備計画案づくりから市民参加で整備
- ・西恋ヶ窪緑地を市民が自然観察や散策を気軽に楽しめる空間として整備
- ・平成 22 年度に姿見の池周辺地区を都市計画決定※
- ・歴史と文化の散歩道の整備計画に基づき，道路施設内に道路付属施設としてポケットパーク※を整備
- ・平成 19 年度より公園サポート事業として，市民活動団体による公園の清掃などを実施（平成 19 年度は 7 箇所，平成 20 年度は 6 箇所）
- ・エックス山等市民協議会と協働※で西恋ヶ窪緑地整備方針を策定

②緑化の促進

市役所や学校などの公共施設の緑化や，民有地内の緑化の促進，開発時の緑化指導，屋上・壁面緑化※，駐車場の緑化，生垣化などにより，緑豊かな街なみの形成を目指しました。

【実績】

- ・市立第四中学校，市立第五中学校に屋上緑化※を実施
- ・平成 17 年施行の「国分寺市まちづくり条例※」で，宅地開発における緑化を義務化
- ・「国分寺市まちづくり条例」に駐車場の緑化を規定

③用水路の回復・復活

砂川用水や恋ヶ窪用水などの復活を目指しました。

【実績】

- ・平成 13 年に恋ヶ窪用水の一部を復元

④親水環境整備

野川や市内の池については，周辺環境も含め親水環境整備を目指しました。

【実績】

- ・平成 22 年度に姿見の池周辺を都市計画緑地として計画決定

⑤多様な緑化

農地や史跡地，緑道などの特性に応じた整備により，多様な水と緑を増やしていくこと，ビオトープ※ネットワークづくりなど，緑の質の向上を目指しました。

【実績】

- ・市内6箇所に市民農園※を設置
- ・現国分寺（寺院）東側を史跡地として追加指定

⑥制度の適用

最低敷地面積の指定など，都市計画制度を利用して宅地内の緑の保全・創出を目指しました。

【実績】

- ・平成17年施行の「国分寺市まちづくり条例※」で，開発区域内の最低敷地面積を設定

⑦まちづくりとの連動

地域のまちづくり活動の支援をとおして，地域の緑化を目指しました。

【実績】

- ・ブロック塀の撤去及び生垣化を推進

（4）水と緑を学び育てるための施策の実施状況

①推進のしくみ，計画づくり

水と緑のボランティア制度の創設や「まちづくりセンター※」への情報集積・公開，水と緑の実態や活動状況に関する情報収集・提供，市民活動団体などの活動支援，景観基本計画の策定などにより，計画推進の仕組みづくりを目指しました。

【実績】

- ・水と緑に関わるボランティア団体として，5団体が登録・活動
- ・本市のまちづくりの支援機関として「まちづくりセンター」を平成18年度に設立
- ・市民活動団体などに対する支援（アドバイス，講師派遣，情報提供など）を実施
- ・本市にふさわしい景観を保全・創出するための一歩として「（仮称）国分寺市緑と水を活かした潤い景観計画（原案）」を策定



②水と緑を育む

公共空地の市民による管理や、市民によるコミュニティガーデンづくり、苗木・種子の配布による意識啓発、緑化手引き書の作成により、水と緑を育んでいくことを目指しました。

【実績】

- ・平成16年度から平成18年度に、農家の協力を得て、農地の接道部分に花を植える「花街道ボランティア」を実施
- ・一部の公園や水路において、地域住民が緑化とその管理を実施
- ・「国分寺市まちづくり条例※」による緑化手引きを作成

③水と緑にふれる、学び、ひろめる

水と緑の生涯学習事業の促進や動植物の観察会の開催、崖線などのマップづくり、解説版などの設置、学校との連携などをおして、水と緑にふれ、学び、広める仕組みづくりを目指しました。

【実績】

- ・市民からの要望に応じて、水と緑についての出前講座を実施
- ・一般市民を対象としたバードウォッチングや自然観察会などを年3回、夏休みこども自然教室を1回開催
- ・西恋ヶ窪緑地などにおいて、エクス山等市民協議会の協力を得て樹木の解説板を設置
- ・保存樹木※、名木に表示板を設置

④制度の見直し

公園緑地整備基金や相続税納税猶予制度※、その他の水と緑に関する条例などの制度の見直しを目指しました。

【実績】

- ・公園緑地整備基金は、平成17年度から「国分寺市まちづくり条例」に基づき「緑と水のまちづくり協力金」として実施
- ・農業委員会、行政（都市農地保全推進自治体協議会※（平成20年設立））、JAなどの関係機関が連携し、雑木林※なども含めた土地に対する農家の相続税の軽減に向けて国へ要望

⑤事業評価

緑の基本計画を、5年毎の緑の実態調査に基づいて「緑の基本計画」の実績を管理し、必要に応じて計画内容を修正していくことを目指しました。

【実績】

- ・前計画の進捗評価については、未実施

3. 緑と水の課題

緑を取り巻く環境の変化や前計画の達成状況などを踏まえ、緑と水の課題を以下に整理します。

(1) 緑全体に関わる課題

① 緑を取り巻く環境変化を踏まえた課題

- 地球温暖化や生物多様性[※]の損失、緑の減少など、地球環境問題が顕在化していることを踏まえ、緑や水辺の保全・創出に取り組む必要があります。
- 人口構造の変化や、来るべき人口減少社会を見据えて、緑の「量」の確保とともに、緑の「質」の向上に取り組む必要があります。
- 少子高齢化による人口構造の変化や生活スタイルの変化などを踏まえ、多様化する市民ニーズに対応した特色ある公園・緑地の整備、既存公園のリニューアルに取り組む必要があります。

② 都市公園[※]・緑地の配置・整備に関わる課題

- 公園整備にあたっては、利用しやすい公園の配置や施設の機能拡充など、「量」の確保とともに「質」の向上を目指した整備が必要です。
- 本市の緑の分布特性を踏まえて、地域に求められる緑の機能を確保していく必要があります。

③ 緑の保全・創出に関する課題

- 「環境保全機能」「レクリエーション機能」「防災機能」「景観形成機能」など、緑のもつ多面的な機能を踏まえ、今後も保全・創出していく必要があります。
- 市内の緑については、これまでも各種制度により保全に努めてきましたが、様々な要因により緑が減少していることを踏まえ、特別緑地保全地区[※]の指定など、緑の担保性の高い新たな保全策を検討していく必要があります。
- 本市では、「国分寺市まちづくり条例[※]」に基づき、開発事業に対して緑化を指導していますが、地域の緑化がより進むような取り組みを検討する必要があります。

④ 協働[※]による緑と水のまちづくり上の課題

- 緑豊かな国分寺を後世に引き継いでいくため、市民や事業者等と市が協働して緑の保全・創出に取り組む必要があります。
- 良好な緑としての状態を保つため、市民や市民活動団体などの協力を得て協働で緑を維持・管理していく仕組みを構築する必要があります。



⑤環境教育・学習の場としての緑や水辺の課題

- 本市には、武蔵野の面影を偲ばせる雑木林[※]や農地、湧水地や野川など、特徴的な緑や水辺が残っており、それらの特徴を活かして環境教育・学習の場として活用していく必要があります。

(2) 緑の区分別の課題

①傾斜地林（国分寺崖線樹林）に関する課題

- 国分寺崖線の傾斜地林は、様々な機能を有する緑であり、広域的にも重要な緑であることから、東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑地保全地域[※]の指定による保全や、「国分寺市まちづくり条例[※]」による国分寺崖線区域内における宅地開発内の緑化を進める必要があります。
- 自然度の高い傾斜地林は、一度消失してしまうと再生が困難な緑であることから、特別緑地保全地区[※]などのより担保性の高い緑地保全制度の指定により、引き続き保全していく必要があります。

②雑木林[※]（平地林）に関する課題

- 武蔵野の面影を偲ばせる雑木林は、良好な樹林地として保全・再生されるように、市民や市民活動団体などの協力を得ながら、適切な維持・管理を図る必要があります。
- また、雑木林の多くが民有地にあり、減少傾向にあることから、良好な自然環境を有する雑木林について、公有地化を進めることにより、保全していく必要があります。

③屋敷林[※]に関する課題

- 屋敷林は、長い歳月を経てケヤキなどの高木樹林を形成しており、現在では、歴史文化を伝える緑としても重要な役割を担っています。しかし、個人宅内にあるため、現方策だけでは保全することが難しく、土地売買などにより減少していることから、所有者の維持・管理の負担軽減などにより、歴史文化を伝える緑として保全していく必要があります。

④社寺林[※]に関する課題

- 社寺の多くは、高木樹林を備えており、地域のシンボリックな景観を形成しています。本市では、これらの社寺を都市計画公園・緑地として都市計画決定[※]し、確保された緑として位置づけをしています。より社寺林の保全に適した制度の適用に向けて、都市計画における位置づけの見直しを検討する必要があります。

⑤農地に関する課題

- 本市では、市域の約15%、緑被地の58.2%を農地が占めており、農地の割合の高さが本市の緑の特徴となっていますが、農地の宅地への転用が進んでいます。農地は、生産の場としてだけでなく、国分寺を感じさせる景観の形成、生物の生息空間、雨水の保水、地下水の涵養※、微気象※の調節、災害時の避難場所など、様々な機能を備えた重要な緑であることから、農業振興施策に加えて、これら農地が持つ様々な機能に着目した上で保全策を講じていく必要があります。

⑥公共公益施設の緑に関する課題

- 市役所や学校、公園、道路などの公共公益施設は、普段から多くの市民に利用されているだけでなく、地域のランドマーク※としての役割も担っていることから、民有地の施設内緑化を推進する際のモデルとして、既存の緑を適切に維持・管理するとともに、屋上緑化※や壁面緑化などにより緑化を推進していく必要があります。
- 特に教育施設は、子ども達の環境教育などのためにも、校庭の芝生化や屋上緑化などを積極的に進め、地域の緑化モデルとしていく必要があります。

⑦民有地の緑に関する課題

- 市域の大半を住宅市街地が占める本市では、市民の協力を得て、市街地内の緑化を促進することが重要であることから、緑化手法などの技術的・経済的な支援や、緑化に対する市民意識の高揚などの取り組みを図る必要があります。
- 大規模施設内の既存の樹林は、まとまった面積を有するものが多く、消失による地域の自然環境への影響が大きいことから、保全策を検討していく必要があります。

⑧湧水に関する課題

- 本市には、名水百選の一つに指定されている「お鷹の道・真姿の池湧水群」を始めとする湧水が湧出しており、元町用水（清水川）や野川などの水源となっているほか、うるおいある都市環境の形成に多大な役割を果たしていますが、都市化と共に湧水源の減少・枯渇化が進んでいることから、湧水の流量の回復・安定化に向けて、湧水の涵養※域における地下水涵養を一層進める必要があります。
- また、湧水の水質の保全に向けて、湧水の涵養域における環境保全対策を進める必要があります。

⑨用水に関する課題

- 市内に残る用水は、流水していない開渠※区間もあることから、うるおいある都市環境の形成に向けて、用水の復元や親水性の向上に配慮した整備を進める必要があります。
- 胎内堀跡※は、貴重な歴史的資源として、保全・活用する必要があります。



⑩野川に関する課題

- 野川は、日立製作所中央研究所内の大池やお鷹の道・真姿の池湧水群、殿ヶ谷戸公園内の次郎弁天池などを源としており、国分寺崖線を中心に緑と水が連なるうるおいのある緑と水辺の基幹軸を形成しています。このような野川は、本市をはじめ沿川自治体の貴重な歴史的天然資産であり、地域に密着したうるおいのある市民共有の財産として、次世代に引き継ぐ貴重な財産です。

しかし、現在の野川は、治水対策を目的としてコンクリート三面張りの護岸として河川整備されており、生物の生息環境やレクリエーション環境としては良好といえない状態にあることから、水害から市民生活を守り、安全・安心であるとともに四季折々の自然が息づく親水性の高い河川とする必要があります。

4. 計画改定の視点

緑を取り巻く環境の変化や前計画の達成状況、緑と水の課題などを踏まえ、計画改定にあたっての視点を以下に整理します。

①エコミュージアム*の考えに基づいた施策の展開

- 本市には、雑木林*や武蔵国分寺、湧水地、野川など、特徴的な緑と水辺の空間が残っています。本計画では、これらを保全・維持・管理してだけでなく、それぞれの特徴を活かして自然の博物館（エコミュージアム）として活用していく視点で施策を展開していきます。

②生物多様性*の確保に向けた施策の展開

- 本市には、緑豊かな自然が残っており、多様な生物の生息が確認されています。良好な自然環境の維持には、多様な生物の存在が重要であることから、本計画では、生態系に配慮した視点で施策を展開していきます。

③「量」の確保とともに「質」の確保にも主眼を置いた施策の展開

- 本市では、公園・緑地の整備を進めてきましたが、公園の配置の偏りや利用者ニーズに必ずしも合致していない公園があるなど、一部に問題も見受けられます。また、「国分寺市まちづくり条例*」に基づき、開発事業における敷地内の緑化を指導していますが、一方で屋敷林*や雑木林などの貴重な緑が減少しています。これらを踏まえ、本計画では、「量」の確保とともに「質」の確保にも主眼を置き、施策を展開していきます。

④緑の豊かさを実感できるまちを目指した施策の展開

- 本市は、市街地の周辺部に樹林地や農地が多く残っており、緑の多い都市となっています。本計画では、接道部での緑化など、緑の豊かさをより実感できるようにする視点で施策を展開していきます。

⑤緑の機能の向上に向けた緑と水のネットワークの形成

- 本市には、様々な機能を有した緑や水辺が存在しています。本計画では、緑や水辺をネットワークさせることで、これらの機能がより高まるようにしていきます。
- また、水辺については、砂川用水から恋ヶ窪用水、姿見の池、野川に至る水循環ネットワークの再生を目指します。

⑥協働*による緑と水のまちづくりの展開

- 本市では、これまで市民や市民活動団体などの協力を得て、緑と水のまちづくりを展開してきました。緑と水辺を守り、増やしていくためには、協働の視点が重要であることから、引き続き市民や市民活動団体などと市が協働し、緑と水のまちづくりを進めていきます。